

福岡山の会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は福岡山の会（英文名 Fukuoka Alpine Club）と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を福岡県福岡市に置く。

【事務所、運用細則2】

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は山岳同好者で組織し、登山の実践および研究並びにその普及を図るとともに、生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 登山会の開催
- (2) 機関誌その他の刊行物の刊行
- (3) 研究会、講演会等の開催
- (4) その他必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 通常会員 所定の年会費を納める者
 - (2) 名誉会員 本会設立発起人および歴代会長、並びに本会における卓越した功勞により総会の議決をもって推戴された者
- 2 その他、前項各号と異なる属性の会員区分を定めることができる。

(入会金および年会費)

第6条 入会金および年会費の納入に係る詳細は別に定める。

- 2 名誉会員については年会費を徴収しない。

【入会金および年会費の納入、運用細則3】

(入会)

第7条 入会を希望する者は、所定の方法により申込を行うとともに入会金および年会費を納入し、委員会の承認を受けなければならない。

2 委員会は入会を承認した者に会員番号を付与し、機関誌に掲載するとともに会員名簿に登録する。

(機関誌の受領等)

第8条 会員は機関誌の配布を受け、且つ、本会が実施する事業に参加することができる。

(退会)

第9条 会員が本会から任意に退会しようとするときは退会届を提出しなければならない。

2 委員会は会費納入状況その他を審理し、退会を承認したときは機関誌に掲載する。

3 退会に際し既納の入会金および年会費は返戻しない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て除名することができる。

(1) 本会の名誉を傷つけたとき

(2) 本会の目的に反する行為があったとき

(3) 年会費を2年以上滞納し、請求があるにもかかわらず納入を怠ったとき

2 除名に際しては、議決の前に当該会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(復会)

第11条 委員会は退会した者の復会を認めることができる。

2 復会した者には新しい会員番号を付与する。

(表彰)

第12条 会長は顕著な活動実績を挙げた会員を表彰することができる。

【表彰、運用細則4】

第4章 役員等

(役員等)

第13条 本会に次の役員等を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1～2名

(3) 委員 若干名

(4) 監事 1～2名

(5) 評議員 若干名

(選出)

第14条 会長、副会長および評議員は総会において推挙承認する。

2 委員および監事は総会において選任する。

(職務および権限)

第15条 会長は本会を代表し会務を統理する。

- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 委員は委員会を組織し会長統率の下に会務の計画審議を行う執行機関とする。但し、必要ある場合は評議員に諮り処理する。
- 4 監事は本会の会計管理の適切性を検証し結果を総会に報告する。なお、必要ある場合は委員会に出席し意見を述べることができる。
- 5 評議員は本会の諮問機関とする。

(任期)

第16条 会長、副会長、監事および評議員の任期は2年、委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(総会)

第17条 総会は通常総会と臨時総会とし、いずれも会長が招集する。

- 2 総会の定足数は会員の過半数とする。
- 3 議決は出席者の過半数の賛成による。

【総会の定足数、運用細則5】

第18条 通常総会は会計年度毎に1回、当該会計年度の最終日から1か月を超えない期間に開催し、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および決算の承認
- (2) 事業計画および予算の決定
- (3) その他、本会の運営に関する重要な事項

【通常総会の開催、運用細則6】

第19条 臨時総会は次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会員のうち一定数の者が、総会に付議する事項を示して開催を請求したとき

【臨時総会の開催請求、運用細則7】

(定例会)

第20条 定例会は次のとおりとし、開催の詳細は別に定める。

- (1) 月例集会
- (2) 委員会
- (3) その他必要な会

【定例会、運用細則8】

第6章 委員会による会務の執行

(係)

第21条 会務を執行するため、委員会の中に各委員が分担所掌する次の係を置く。

- (1) 総務係
- (2) 会計係
- (3) 山行係
- (4) 集会係
- (5) 編集係
- (6) 広報係
- (7) その他必要な係

2 前項各号の係が担当する事項の詳細は別に定める。

【係が担当する事項、運用細則9】

(会員の協力)

第22条 会員は円滑な会務執行を妨げることがないように、委員会への協力を努めなければならない。

【会員の協力事項、雑則1】

第7章 遭難事故

(事故への対応)

第23条 本会の登山会において遭難事故が発生したときは、会長は直ちに対策委員会を設け速かに事態の収拾を図る。

2 対策委員会は役員等を中心に構成する。

(費用負担)

第24条 対策委員会による初動から事態収拾までに要した費用は、事故に遭った本人およびその家族が負担し、本人が加入する山岳保険の保険金をもって支弁することを基本とする。

2 前項の費用負担を可能とするため、本会の登山会に参加する者は山岳保険に加入しなければならない。

(遭難対策基金)

第25条 遭難事故への円滑な対応に資するため、本会において遭難対策基金の保持に努める。

2 遭難対策基金の出入に係る取り扱いは、次のいずれかに基づいて行う。

- (1) 遭難事故に際して設けた対策委員会の総意
- (2) 総会の議決

第8章 会計

(経費の支弁)

第26条 本会の経費は会費、寄付金、およびその他の収入をもってこれに充てる。

(特別会計)

第27条 本会は特別会計を設けることができる。

【特別会計、運用細則10】

(帳票類の保管)

第28条 会計帳票類の保管期間は5年とする。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

2 会計年度の呼称には、年度の過半の期間が属する年の暦年を冠する。

第9章 その他

(会則の変更)

第30条 この会則は、総会の議決によって変更することができる。

(運用細則)

第31条 この会則の運用についての細則は別に定める。

制定	昭和 7 (1932) 年 8月13日
改正	昭和14 (1939) 年11月 1日
改正	昭和16 (1941) 年11月 5日
改正	昭和24 (1949) 年11月13日
改正	昭和28 (1953) 年 1月 1日
改正	昭和32 (1957) 年11月 1日 (運用細則制定)
改正	昭和35 (1960) 年11月 1日 (運用細則廃止)
改正	昭和50 (1975) 年11月 8日
改正	昭和53 (1978) 年11月12日
改正	平成15 (2003) 年11月 8日
改正	平成19 (2007) 年11月10日
改正	平成30 (2018) 年11月10日
全面改正	令和 4 (2022) 年 8月 3日 (運用細則制定)
	(制定・改正の同日に施行)